

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	早野博文君	企画調整課長	栗本純治君
税務課長	中村桂君	健康福祉課長	片岡兼男君
住民課長	竹中敏明君	建設課長	澤島精次君
産業課長	高橋伸行君	上下水道課長	高木一幸君
会計管理者兼 会計課長	中島健司君	消防主任	高木誠君
教育長	渡辺眞悟君	学校教育課長	桐山浩治君
生涯学習課長	多和田敦君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚康孝	書記	渡部善充
書記	木村貴江		

4 議事日程

日程第1 議長の選挙

5 本日の会議に付した事件

日程第1 議長の選挙

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 副議長の選挙

追加日程第3 常任委員会委員の選任

追加日程 常任委員会の閉会中の継続調査の件

追加日程第4 議会運営委員会委員の選任

追加日程 議会運営委員会の閉会中の継続審査の件

追加日程第5 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追加日程第6 不破消防組合議会議員の選挙

追加日程第7 農業委員会委員の推薦について

追加日程第8 議第36号 専決処分の承認について

追加日程第9 議第37号 巡回バスの取得について

追加日程第10 議第38号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第1号）

追加日程第11 議第39号 監査委員の選任について

午前9時01分 開会

○事務局長（藤塚康孝君） おはようございます。議会事務局の藤塚でございます。

本日は一般選挙後最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時の議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、最年長議員は丹羽豊次議員でございますので、御紹介申し上げます。よろしくお願いたします。

〔年長議員 丹羽豊次君登壇〕

○年長議員（丹羽豊次君） おはようございます。ただいま申されましたように年長ということで、仮議長を務めさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

〔年長議員 丹羽豊次君議長席に着く〕

○臨時議長（丹羽豊次君） これより平成27年第2回垂井町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

しばらく休憩いたします。

午前9時02分 休憩

午前9時23分 再開

○臨時議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 議長の選挙

○臨時議長（丹羽豊次君） 日程第1、議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記 議場を閉鎖〕

ただいまの出席議員数は13人です。

投票用紙を配付いたさせます。

〔書記 投票用紙を配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔書記 投票箱を点検、投票箱のふたを開け議員及び臨時議長に示す〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより投票を開始いたします。前列から順次投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

垂井町議会会議規則第27条第2項の規定により、立会人に太田佳祐君、栗田利朗君を指名いたします。両君の立ち会いを求めます。

〔立会人 登壇し、書記の開票事務に立ち会う〕

〔臨時議長 議長席において投票の点検を行う〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票のうち、有効投票12票、無効投票1票。

有効投票中、丹羽豊次君12票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票で、有効投票の4分の1であります。よって、私、丹羽豊次が議長に当選いたしました。

議場の開鎖を命じます。

〔書記 議場を開鎖〕

〔13番 丹羽豊次君登壇〕

○13番（丹羽豊次君） 一言、お礼申し上げます。

ただいま、議長に選任いただきまして、まことにありがとうございます。浅学非才の身の私でございます。皆さん方に大変御迷惑をおかけするかとと思いますが、よろしくお願ひしたいと、このように思っております。

今、垂井町におきましては、5次総合計画、また庁舎問題、また子育て等々いろいろな問題がたくさんあるわけでございます。新しい垂井町に、また新しい風を吹くように、また新人議員さん6名もございまして。そんな中で、一丸となって議会運営を果たしていきたい。また、行政との両輪のごとく尽力をいたす次第でございます。また、議員各位におかれましては、垂井町発展のためにまたこれからもよろしくお願ひを申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。（拍手）

○議長（丹羽豊次君） 町長より特に発言を求められておりますので、これを許可いたします。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶と所信の一端を申し上げます。

まず、去る4月26日に執行されました垂井町議会議員選挙におきまして、町民の皆様の厚い信頼と期待を担って当選されました議員各位に心からお祝いを申し上げますとともに、町民の代表として、本町発展のために一層御活躍されますことを御祈念申し上げる次第でございます。

さて、私もこのたびの町長選挙におきまして、町民の皆様の負託をいただき、引き続き町政を担当させていただくことになりました。身が引き締まる思いでありますとともに、4期目に向けて気持ちを新たにしているところでございます。

顧みますと、町長初就任の平成15年は、西濃圏域合併協議会の発足から破綻に向かうという時期であり、住民の意向調査を実施した結果、単独町政にかじを切りました。そして、町民の皆様とともに「まちづくり基本条例」を制定し、協働のまちづくりを推進してまいりました。これまで、皆様の声をよく聞き、思いを大事に受けとめることを私の信条としてまいりましたが、3期12年の間に、ややもすると行政側の目線だけで町政を見てしまうことがあったのではないかと我が身を振り返り、初心に戻って、町民の皆様と同じ目線に立ち、公平・公正な行政運営に努めてまいり所存でございます。

さて、4期目を迎えた現在、我が国の社会経済情勢は、東日本大震災の復旧・復興や長引く景気低迷、人口の減少、少子高齢化の進行など、先行きが見通せない状況に直面しております。国は地方創生を最重要課題として強力に推進しております。地方自治体では、全力で地方創生に取り組まなければ地方の未来はないとの危機感のもと、それぞれの特色と住民のアイデアを生かし、創意工夫による地方創生を推進していくことが求められております。

こうした中で、「やさしさと活気あふれる快適環境都市」の実現に向け、将来を見据えた諸施策を進めていきたいと考えております。この推進のため、以下に述べます4点のことを重視して、第5次総合計画との整合を図りながら、スピード感を持って行政経営を行ってまいります。

まず1点目として「安全・安心のまちづくり」について申し述べます。安全・安心の確保は、町民生活にとって何よりも優先すべきものと考えます。災害から町民の生命・身体・財産を守るため、防災体制の強化、災害情報伝達の整備の充実に努めてまいります。

さらに、庁舎を初めとする公共施設の老朽化対策も喫緊の課題となっていることから、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等について計画的に行うことが望まれているものであります。このため、現在、庁舎のあり方についてアンケート調査を実施しているところでございますが、積極的かつ速やかに取り組んでまいります。

次に、2点目としまして、「みんなで支え合うまちづくり」についてです。現代社会において、少子化の傾向は依然として深刻さを増しております。このため、結婚・出産・子育て支援の充実に努めてまいります。また、現在進めています幼保一元化では、垂井地区のこども園を早々に立ち上げたいと考えております。

一方、世界でも類をみない速度で進む高齢社会への対応として、地域と一体となって安心して生活ができるような地域社会の仕組みづくりが必要と考えます。具体的には、地域公共交通

の充実を図り、地域における高齢者の足の確保、交流活動の促進などを進めてまいります。

次に3点目として、「活力のあるまちづくり」であります。定住・交流人口をふやすため、企業誘致を促進し、働く場と人の確保に注力してまいります。昨年、栗原に企業を誘致いたしました。現在の既存の企業でも拡大傾向にあるところもあり、これから働く場がふえる可能性は十分にあります。現在進められている東海環状自動車道、名神高速道路養老サービスエリアスマートインターチェンジに加え、社会インフラの整備促進が肝要であります。

また、地域の活力は、単に一つの町だけではなく、連携する中でより大きな力が出せるものと考えております。現在、西濃地域が一丸となって海外からの誘客に取り組んでいます。関ヶ原町の関ヶ原古戦場の再整備計画も進められている中、我が町もかわり、周辺自治体と観光客を広域で受け入れられる体制を整えてまいります。こうした取り組みを拡充し、観光協会との連携のもと、魅力ある観光拠点の整備と広域連携による交流人口の増加に努めてまいります。

一方、冒頭で申しましたとおり、これまで進めてまいりました協働のまちづくりをさらに推進してまいります。住みやすいまちの基本は、そこに住む人々がお互いに信頼で結ばれ、高齢者や子供たちを見守るような地域コミュニティが形成されることにあります。各地区まちづくり協議会への支援を継続しながら、まちづくり基本条例の精神を生かし、住民・議会・行政の役割を認識した中での協働を実践し、活力あるまちづくりをしてまいる所存であります。

最後になりますが、4点目といたしまして「健全な行財政運営」であります。行政サービスの水準を維持するためには、足腰の強い財政基盤が必要不可欠であります。このため、町の財政状況等を町民の皆様と共有し、あれもこれもではなく、優先順位をつけた、メリハリのある行政経営を推進します。健全で、より効率的な財政運営を行うとともに、ワークショップ、触れ合いトークなど広報広聴の充実を図り、住民目線による行政運営に努めてまいります。

4期目の行政運営についての私の所信を述べさせていただきましたが、地方創生が叫ばれる中、我が町の特性である豊かな自然、強い工業力、各地区に根づく歴史・文化・伝統といった垂井の「らしさ」をしっかりと磨き上げ、住んでみたい、住んでよかった、誰もがふるさとに誇りを持てる、そんなまちをつくっていくことこそ私の使命と心得、これまでの経験を生かし、継続してきた力をさらなる垂井町発展につなげ、優しさと活気あふれるまちづくりを目指して、これからも全力で取り組んでまいる決意であります。

町民の皆様を初め、議員各位の御支援、御協力をお願い申し上げ、町長就任の所信表明いたします。どうぞよろしく願いいたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（丹羽豊次君） この際、議事日程の追加をいたします。

追加議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより追加議事日程に入ります。

○議長（丹羽豊次君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は垂井町議会会議規則第3条第1項の規定により、1番 太田佳祐君、2番 広瀬隆博君、3番 乾豊君、4番 若山隆史君、5番 山田利夫君、6番 江上聖司君、7番 中村ひとみ君、8番 安田功君、9番 角田寛君、10番 後藤省治君、11番 富田栄次君、12番 栗田利朗君、13番 丹羽豊次。

以上のおり指定いたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日1日としたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、1番 太田佳祐君、2番 広瀬隆博君を指名いたします。

しばらく休憩いたします。

午前9時45分 休憩

午前9時50分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

日程第2 副議長の選挙

○議長（丹羽豊次君） 日程第2、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記 議場を閉鎖〕

ただいまの出席議員数は13人です。

投票用紙を配付いたさせます。

〔書記 投票用紙を配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔書記 投票箱を点検、投票箱のふたを開け議員及び議長に示す〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより投票を開始いたします。議席の番号1番から順次投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

垂井町議会会議規則第27条第2項の規定により、立会人に2番 広瀬隆博君、11番 富田栄次君を指名いたします。両君の立ち会いを求めます。

〔立会人 登壇し、書記の開票事務に立ち会う〕

〔議長 議長席において投票の点検を行う〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票のうち、有効投票12票、無効投票1票。

有効投票中、角田寛君12票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であり、有効投票の4分の1であります。よって、角田寛君が副議長に当選されました。

議場の開鎖を命じます。

〔書記 議場を開鎖〕

ただいま副議長に当選されました角田寛君が議長におられますので、本席から垂井町議会会議規則第28条第2項の規定による当選の告知をいたします。

〔9番 角田寛君登壇〕

○9番（角田 寛君） ただいま選挙によりまして副議長に就任させていただきました角田でございます。この上は、議長の円滑なる議会運営にしっかりと補佐していきたいという思いでございます。今後とも皆様方の御指導御協力賜りますことをお願い申し上げまして、一言就任の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）

○議長（丹羽豊次君） しばらく休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午後1時28分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

日程第3 常任委員会委員の選任

○議長（丹羽豊次君） 日程第3、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、総務産業建設委員、丹羽豊次、栗田利朗君、後藤省治君、中村ひとみ君、江上聖司君、山田利夫君、

広瀬隆博君、文教厚生委員、富田栄次君、角田寛君、安田功君、若山隆史君、乾豊君、太田佳祐君。

以上のとおり指名したいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後 1 時30分 休憩

午後 1 時31分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

報告いたします。

休憩中に各常任委員会が開かれ、正副委員長の選挙が行われた結果、総務産業建設委員長 中村ひとみ君、同副委員長 山田利夫君、文教厚生委員長 富田栄次君、同副委員長 安田功君。

以上の諸君が互選されましたので報告いたしておきます。

しばらく休憩いたします。

午後 1 時32分 休憩

午後 1 時33分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

ただいま各常任委員長から、各常任委員会の閉会中の継続調査の件について提出がありました。

お諮りいたします。

この際、常任委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程 常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（丹羽豊次君） 常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、お手元に配付いたしました申し出のとおり、各常任委員会の所管事項について、現委員の任期中にわたり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第4 議会運営委員会委員の選任

○議長（丹羽豊次君） 日程第4、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、栗田利朗君、富田栄次君、安田功君、中村ひとみ君、若山隆史君を指名したいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後1時34分 休憩

午後1時35分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

報告いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長の選挙が行われた結果、委員長に栗田利朗君、副委員長に中村ひとみ君が互選されましたので報告いたしておきます。

しばらく休憩いたします。

午後1時36分 休憩

午後1時37分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

ただいま議会運営委員長から、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件について提出がありました。

お諮りいたします。

この際、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることにしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議長（丹羽豊次君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配付いたしました申し出のとおり、議会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、現委員の任期中にわたり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第5 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（丹羽豊次君） 日程第5、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行いたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に、丹羽豊次を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました丹羽豊次を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました丹羽豊次が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定しました。

日程第6 不破消防組合議会議員の選挙

○議長（丹羽豊次君） 日程第6、不破消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行いたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

不破消防組合議会議員に、富田栄次君、山田利夫君、広瀬隆博君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました富田栄次君、山田利夫君、広瀬隆博君を不破消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました富田栄次君、山田利夫君、広瀬隆博君を不破消防組合議会議員の当選人とすることに決定しました。

ただいま不破消防組合議会議員に当選されました富田栄次君、山田利夫君、広瀬隆博君が議場におられますので、本席から垂井町議会会議規則第28条第2項の規定による当選の告知をいたします。

日程第7 農業委員会委員の推薦

○議長（丹羽豊次君） 日程第7、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

〔12番 栗田利朗君退場〕

本議会が推薦する農業委員会委員は1名といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本議会が推薦する農業委員会委員は1名とすることに決定しました。

お諮りいたします。

農業委員会委員に、栗田利朗君を推薦することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、栗田利朗君を農業委員会委員に推薦することに決定しました。

日程第8 議第36号 専決処分の承認について

- 議長（丹羽豊次君） 日程第8、議第36号 専決処分の承認についてを議題といたします。
朗読を省略し、提案者の説明を求めます。
町長 中川満也君。

[町長 中川満也君登壇]

- 町長（中川満也君） それでは、議第36号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、4月1日に施行されるのに伴い、垂井町税賦課徴収条例等の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日これを専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

細部につきましては、税務課長及び住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（丹羽豊次君） 税務課長 中村桂君。

[税務課長 中村桂君登壇]

- 税務課長（中村 桂君） ただいま上程されました議第36号 専決処分の承認につきまして、税務課が所管する部分の補足説明をさせていただきます。

提案説明にもありましたように、地方税法の一部を改正する法律等が、去る平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日から施行されることになりましたので、3月31日に垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分させていただいたところでございます。

今回の主な改正点といたしましては、地方創生に取り組むための地方団体に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除の拡充と、軽自動車税の2輪車及び小型特殊自動車に係る税につきまして、昨年9月議会におきまして地方税法等の一部を改正する法律が公布され、税条例を改正いたしました。税率の引き上げを平成27年4月1日から改正しましたが、国会において平成28年4月1日に施行を1年延期され、軽自動車税の特例措置の見直し等を行うとともに、平成27年度の評価がえに伴う土地に係る固定資産税の税負担の調整を行うものであります。

それでは、税条例の説明に入らせていただきます。議案並びに新旧対照表をごらんください。

初めに、均等割の税率の第31条の2項につきましては、地方税法の改正により法人町民税均等割の税率適用区分の基準である法人税法に規定する資本金等の額について、資本金等の額とその資本金等の額に資本準備金を加えた額を比較し、額が下回る場合はその額により均等割を算出する旨の改正がなされました。

続きまして法人町民税の申告納付の48条第6項の改正は、法人税法の改正に伴う引用条項の

整理を行うものです。

次に、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續第50条の第3項については、引用する法人税の条項を改めたことに伴い、条項の整理を行うものであります。

次に、町民税の減免の第51条第2項につきましては、減免の申請期限について、納期限前7日までとしていたものを、納期限までと改めるもので、これは後述する軽自動車税に係る減免申請期限において、普通自動車に係る県税では、減免規定については多くの自治体が岐阜県も含めて申請期限を納期限までとしており、月割還付を認めている県税が申請期限としているにもかかわらず、月割還付も認めていない町税である軽自動車税について、納付期限前とすることを考慮すると減免期限の拡大を検討するよう、総務省行政評価局長から、申請期限の見直しについてあっせんがありました。

これを受けて、各町税において減免申請期限について軽自動車税に限るものとせず、垂井町として扱う各町税においても、一体化して減免申請期限を納期限前7日から納期限までとするものであります。

第57条及び59条固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告については、地方税法において固定資産税に係る非課税の範囲規定の改正があり、それに伴い引用条項の整理を行うものであります。

次に、固定資産税の減免の第71条については、「各号の一」を「各号のいずれか」に文言の整備を行い、固定資産税に係る減免の申請期限を納期限までと改めるもので、先ほど第51条町税の減免での内容と同様、減免申請期限について納期限までと改めるものです。

次に、軽自動車税の減免の第89条身体障害者等に対する軽自動車税の減免については、第51条町税の減免で説明した内容になります。

次に、特別土地保有税の減免の第139条の3、1項「各号の一」を「各号のいずれか」に文言の整備を行い、同条第2項についても51条町民税の減免と同様、減免申請期限を納期限までに改めるものです。

続きまして、附則説明に入らせていただきます。

附則第6条の6の2については、個人町民税に係る住宅借入金等特別税額控除について、消費税の税率引き上げ時期が変更されたことに伴い、その1年半適用期間を延長するものであります。

次に、附則第8条の個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等を付し、第8条の2については、地方公共団体に関する寄附金、いわゆるふるさと納税と言われているものですが、従来、寄附者については控除を受ける際には確定申告をしなければならなかったものが、寄附先での手續により控除できる仕組み、ワンストップ化を図るものであります。

第1項において、寄附者が寄附金受領地方公共団体の長に対して、寄附者が居住する地方公共団体の長宛てに、申告特例通知書を地方税法施行規則に規定する寄附金税控除に係る申告特例申請書により申請ができる旨を、第2項は、寄附金寄附者が寄附後において住民税の賦課期

日である1月1日までの間に居住地の変更があった際には、翌年の1月10日までに第1項において申告特例申請書を提出した地方公共団体の長宛てに届けなければならない旨を、第3項においては、寄附受領地方公共団体は、寄附者の申請による居住地の地方公共団体の長宛てに、第2項による変更届があった際には、変更後の住所地の市町村長宛て申告特例通知書を1月31日までに提出しなければならない旨を、第4項においては、いずれもなかったとみなし、寄附者に対しその旨を通知、その他必要な措置を講ずる規定でございます。

附則9条の2に規定する固定資産税に係る地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例に係る特例割合を規定するもので、既存の8つの特例措置に、今回新たに4つの特例を追加するものであります。

第6項においては、都市再生特別措置法に基づき、認定業者が取得する一定の公共施設について、最初の5年度分5分の3を参酌して5分の3とするもの。第7項においては、管理協定が締結された津波施設用に供する家屋のうち、避難用部分2分の1を参酌して2分の1とするものであります。

第8項においては、管理協定が締結された津波施設用に供する一定の償却資産2分の1を参酌して2分の1とするものであります。

第12項においては、新築の高齢者の居住の安定確保に関する法令に基づき、登録を受けたサービスつき高齢者向け貸家住宅について、最初の5年度分、3分の2を参酌して3分の2とするものであります。

附則第10条は、土地に対して課する各年度の固定資産税の特例に関する用語を定めております。平成27年度から29年度まで、3年間延長するものであります。

次に、附則10条の2は、固定資産税の価格は3年据え置くこととされていますが、地価の下落が見られる場合は土地の価格を修正することができます。その措置は、平成28年度及び29年度についても引き続き適用するものであります。

次に、附則11条は、住宅用地、住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地の課税標準を、段階的に評価額に近づける負担調整措置を3年間延長するものでございます。

次に、附則12条は、農地に対して課する各年度分の固定資産税の特例を規定するもので、農地の課税標準額を算定する負担調整措置により決定をしますが、これを平成27年度から29年度に3年間延長するものであります。

次に、附則14条は、特別土地保有税の特例を規定するもので、平成27年度から29年度に3年間延長し、第2項では平成30年3月31日まで3年間の延長でございます。

次に、附則第15条軽自動車税の税率の特例について、グリーン化特例を規定しており、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規車両登録指定で、電気自動車及び天然ガス自動車、平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないものについては、税率のおおむね100分の75を軽減するものでございます。エネルギー消費効率が、平成32年度基準エネルギー消費効率に100

分の120を乗じた数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの、ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る、については、税率のおおむね100分の50を軽減する。エネルギー消費効率が、平成32年度基準エネルギー消費効率以上の乗用の軽自動車、またはエネルギー消費効率が、平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度4分の1を超えないもの。ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限り、前の適用を受けるものを除く、について、税率のおおむね100分の25を軽減します。

次に、第2条による改正、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例、平成25年垂井町条例第32号において、公布されている条例の一部を改正する。平成25年9月に改正した垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、施行期日の規定を改めるものでございます。

第3条による改正、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例、平成26年垂井町条例第20号において、公布されている条例の一部を改正する。平成26年9月に改正した軽自動車税に係る税率について、グリーン化特例規定並びに2輪車に係る税率の引き上げ時期について、施行期日、平成27年4月1日を1年延期し、平成28年度以後の年度の軽自動車税について適用するものとしています。

附則の第1条につきましては、施行期日について、施行期日を平成27年4月1日と規定するもの、第3条における垂井町税賦課徴収条例の一部改正する軽自動車税に係る施行期日については、公布の日からとするものでございます。

第2条は、町民税に関する経過措置について、平成26年度以前についての町民税について改正前の適用とする旨、新条例附則第8条の寄附金控除額に係る申告特例対象寄附者の規定について施行期日以後とする旨を、法人町民税に関する規定については、施行日以後に開始する事業年度から適用する旨を、第3条は、固定資産税に関する経過措置について平成26年度以前について固定資産税について改正前の適用とする旨を、新条例附則第9条の2各号について平成28年度以後から適用する旨を、第4条は、軽自動車税に関する経過措置について新条例附則15条の規定については、平成28年度から適用する。

以上、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例のうち、税務課が所管する部分の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） ただいま上程されました議第36号 専決処分の承認につきまして、私からは、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例のうち、住民課所管の国民健康保険税に係ります部分の補足説明をさせていただきます。

国民健康保険税の改正は、昨年度に引き続き国民健康保険税の課税限度額の引き上げと、軽減判定所得基準額の引き上げでございます。これは、地方税法施行令等の一部を改正する政令

が、平成27年3月31日に公布され、4月1日から施行されるのに伴い、条例を改め、3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

初めに、国民健康保険税の最高限度額につきましては、地方税法施行令の規定により、課税限度額が定められております。今回の政令の一部改正によりまして、課税限度額が引き上げられております。基礎課税額が、現行51万円から52万円へ1万円の引き上げ。後期高齢者支援金等課税額が、現行16万円から17万円へ1万円の引き上げ。介護納付金課税額は、現行14万円から16万円へ2万円の引き上げとなり、国民健康保険税の最高限度額が81万円から85万円へ4万円の引き上げとなりました。国の定めた法定限度額と同じ額に改め、被保険者間の保険税負担の公平の確保を図るものでございます。

次に、国民健康保険税の軽減措置でございますが、世帯の所得が一定額以下の世帯を対象として、応益割分の均等割額及び平等割額について、2割、5割、7割の軽減を行っております。このうち、2割及び5割軽減の対象世帯の軽減判定所得基準額を改正したものでございます。5割軽減の判定所得の算定において、被保険者の数に乗じる金額を現行24万5,000円から26万円に引き上げ、2割軽減では、被保険者の数に乗ずる金額を現行45万円から47万円に引き上げたものでございます。これにつきましても、政令の一部改正に基づきまして、低所得者に係る国民健康保険税の軽減の拡充を図るものでございます。

また、今回改正をさせていただきましたもう1点でございますが、地方税法の改正により住民税等の減免について規定整備が行われております。具体的には、減免の申請期限について各市町村の実情に応じて規定することを明確化しております。これを受けて、国民健康保険税に係る減免の申請期限につきましても、整合を図り、「納期限前7日まで」を「納期限まで」に改め、被保険者の手続の緩和を図るものでございます。

それでは条文に入らせていただきますが、新旧対照表の8ページからまごらんいただけますようお願いをいたします。

改正条例は、2ページの中段からでございます。初めに、改正条例第1条中の第153条でございますが、国民健康保険税に係る課税額が規定されております。第2項では、基礎課税額の限度額を51万から52万円に。第3項では、後期高齢者支援金等課税額の限度額を16万円から17万円に。第4項では、介護納付金課税額の限度額を14万円から16万円に改めるものでございます。

次に、第175条では、国民健康保険税の減額対象世帯の課税額が規定されており、減額後の基礎課税額の限度額を、51万円から52万円に。減額後の後期高齢者支援金等課税額の限度額を、16万円から17万円に。減額後の介護納付金課税額の限度額を、14万円から16万円に改めるものでございます。また、第2号では5割軽減対象世帯の軽減判定所得基準額の算定におきまして、被保険者等の数に乗じる金額を24万5,000円から26万円に改め、第3号では、2割軽減対象世帯の軽減判定所得基準額の算定において被保険者等の数に乗じる金額を45万円から47万円に改めるものでございます。

次に、第180条では、国民健康保険税の減免について規定されております。第2項では、減免の申請期限について、「納期限前7日」を「納期限」に改めるものでございます。

次に、改正条例は6ページ、新旧対照表は19ページをお願いいたします。

改正条例第2条でございますが、条約適用配当等に係る個人住民税と国民健康保険税の特例が規定されておりますが、配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改める部分でございますが、この部分の施行期日を平成28年1月1日とすることに伴う所要の規定を整備したものでございます。

次に改正条例の7ページをお願いいたします。

附則でございますが、第1条で施行期日を平成27年4月1日としております。

また9ページでございますが、第5条で、国民健康保険税に関する経過措置として、新条例の規定は平成27年度以後の年度分について適用するとしております。

以上が改正部分の補足説明でございます。

また、平成27年度の課税につきましては、住民税及び固定資産税が確定した後となりますので具体的な数値はまだわかりませんが、改正による影響といたしまして、試算でございます。国民健康保険税の限度額超過世帯が144世帯で、およそ18世帯ほど減少すると見込んでおります。5割軽減につきましては、27世帯の増。2割軽減が、28世帯の増。国民健康保険税の軽減額、これが206万7,000円ほどの増額を想定しております。なお今回の改正によりまして、低所得者に係る国民健康保険税の軽減の拡充を図るものでございますが、国民健康保険税の収入が減額となります。

一方で、国・県・町の公費で軽減分を補填する制度でございます。保険基盤安定負担金が増額となることから、国保財政に波及することなく、引き続き国民健康保険制度の安定した運営を図ってまいりますので、よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） お尋ねします。ただいま3月31日に専決をされました税条例、賦課徴収条例の関係で特に国保税の関係でございますが、改正分については御異議はございませんが、今平成26年度の出納整理の期間中でございますが、国保税の繰り越しの関係で見込みとしてはどの程度ございますか、そのあたりをお知らせください。

○議長（丹羽豊次君） 暫時休憩いたします。

午後2時13分 休憩

午後2時21分 再開

○議長（丹羽豊次君） 再開いたします。

執行部より答弁を求めます。

住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 大変失礼をいたしました。山田議員からの国民健康保険税、平成26年度の収支の状況はといった御質問でございました。まだ出納整理期間でございますので、あくまでも概算でございますけれども、直近の状況でございます。歳出が30億2,100万円ほどでございます。歳入が32億5,400万円ほどでございます。これによりまして、2億3,300万円ほどの剰余金、繰越金を想定しております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第36号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第9 議第37号 巡回バスの取得について

○議長（丹羽豊次君） 日程第9 議第37号 巡回バスの取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第37号 巡回バスの取得について、提案理由を御説明申し上げます。

巡回バスとして使用するため、マイクロバス3台を、1,650万7,539円で取得いたしますので、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま上程されました議第37号 巡回バスの取得について、バスの仕様も含めまして私どもから補足説明をさせていただきます。

まず初めに、巡回バスの購入関係でございますが、去る4月28日に指名競争入札を執行いたしました。お手元に別冊で配付の資料がございますが、一番最終ページの入札執行結果一覧表もあわせてごらんをいただきたいと存じます。

本件入札につきましては、いずれも垂井町入札指名人名簿業者でございまして、町内にございます西美濃農業協同組合垂井支店、有限会社ニュー不破モータース、有限会社小野モータース、西脇三郎モータース、及び近藤自動車販売株式会社と、岐阜日産自動車株式会社大垣西店の6者で町内及び近隣所在の業者を選定いたしましたところでございます。

入札結果につきましては、1者は入札で辞退をされまして、残る2者につきましては、会社の都合という形で辞退され、残ります3者で入札を執行したところでございます。

結果、第1回目の入札で、税抜きでございますが、1,529万2,569円で近藤自動車販売株式会社を落札者として決定したところでございます。

議案書に戻っていただきたいと思いますが、財産の種類及び数量につきましては、冒頭町長が申しましたとおり、マイクロバス3台の購入を。取得金額につきましては、車両本体価格等に消費税率等乗じて算出いたしました、1,650万7,539円。取得の相手方でございますが、垂井町表佐1901番地の1、近藤自動車販売株式会社、代表取締役 近藤芳輝と物件供給契約を締結するに当たりまして、取得予定価格が700万円以上の動産の買手になることから、本契約締結に必要となります議会の同意をお願いいたしますものでございます。

次に、購入車両の仕様について御説明を申し上げたいと思いますが、車両につきましては日産のキャラバン、ディーゼルターボエンジン、軽油仕様でございます。総排気量2,500ccの2WD、5速オートマチックでございます。乗車の定員につきましては、運転席込みの14人乗りでございまして、そのほか、自動扉、また高齢者に配慮いたしまして、乗りおりに負担の少ない自動サイドステップを配備するほか、手すり及びおりる際の降車ボタン、それから料金箱等をそれぞれ装備いたしたいとそうように考えておるところでございます。

なお、納期限につきましては、本年8月31日を予定いたしておるところでございます。以上簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第37号 巡回バスの取得については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

追加日程第10 議第38号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第1号）

○議長（丹羽豊次君） 日程第10 議第38号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第38号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出に、それぞれ1,150万円を追加し、予算総額を85億6,150万円とするものであります。

補正いたしますものは、教育費の小学校費におきまして、合原小学校校舎増築工事に係ります工事請負費を増額措置いたしました。財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま上程されました議第38号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第1号）につきまして、私どもから補足説明をさせていただきます。

議案書をごらんになっていただきたいと思いますが、第1条でございます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,150万円を追加させていただきます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億6,150万円といたすものでございます。第2項といたしましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出の金額につきましては、1ページにございますとおり、第1表歳入歳出予算補正によることとしておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

それでは、細部につきまして歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明を申し上げたいと

思います。

まず歳出でございますが、6ページをお開き願いたいと思います。

まず科目から申し上げますが、款10教育費、項2の小学校費、目3学校建設費、節15の工事請負費でございます。

合原小学校の校舎の増築工事につきまして、来年度複式学級が解消されることから普通教室が1教室不足するため、新年度予算におきまして増築工事を実施する予定でございます。当初予算では、2,000万円の工事請負費をお認めいただいていたところでございますが、去る3月末に実施設計が完了いたしまして、設計金額を算出いたしましたところ、3,150万円が必要となり、当初予算の額に1,150万円が不足すると相成ったところでございます。増額になりました主な要因・原因でございますが、電気配管の移設工事が当初よりも金額が少し高くなったこと、加えて排水溝のつけかえ、消火設備の配管工事等当初に見込んでいなかったことによるものでございます。工事を夏休み期間中に重点的に実施したいことから、この時期での補正予算をお願いすることになったところでございます。

次に、歳入の5ページをごらんいただきたいと思いますが、款18の繰越金、項1の繰越金、目1の繰越金でございます。節1の繰越金といたしまして、収支の均衡を図るために1,150万円の増額の補正をお願いしておるところでございます。

当初予算の議決からまだ日が浅い中、査定時におきましてのチェックにも行き届かない点がございまして、ここに深くおわびを申し上げる次第でございます。

以上、平成27年度垂井町一般会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 先ほどの午前中の全員協議会で、補正予算の内容につきましては私なりに理解をしたつもりでございますが、この際、執行部のいわゆる提案の関係について少しお尋ねをさせていただきます。

今会議は臨時会でございますので、町長の付議事件にもっての議会の招集ということで、今回提案がされたわけでございます。これについては、いささかもないんですが、ただ先ほどのお話から町長の提案説明、補足説明から言いますと、8月中に完成をしたい、これはよくわかります。しかしながら先ほど理由で増額をした理由を聞きますと、電気配線の関係とか給水、それから消火設備、排水側溝とか、それからエキスパンジョイントの関係とかいうのがあったわけですが、他団体等の協議とかそういうのが必要がないように思われます。これは内部現場での作業が可能なのでございますが、手法としまして例えば6月定例会がこれはもう自治法で

決まっておりますが、第1日の初日にいわゆる補正予算の承認を求めるような手法は考えられなかったのかというのが一つ思われますので、一度そのあたりの見解をお願いしたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 山田議員の御質問にお答えしたいと存じます。

先ほど、総務課長も補足説明の中で申し上げましたとおり、まことに3月の議会でもって議決いただきました予算につきまして、年度改まりました初めての議会でもってこのような補正予算をするということにつきましては、大変私も事務管理上責任を感じておるところでございます。大変申しわけございませんでした。

それと、なぜ6月の議会の初日という御提案でございましたが、先ほど山田議員も申されましたように、8月の完成というようなことをおっしゃられましたけれども、8月中に躯体の主要の部分となります工事、授業に支障のするような工事を集中的にやっていきたいと。しかしながら、ほかの附帯工事もございます。そういった工事も含めて、8月中に何とかそういった大まかな工事をやりたい、そのためには、できるだけ早目に工事を着工しないと期限に間に合わないといった想定がされることから、今回大変申しわけない結果になったんですけれども、この臨時会で補正予算をさせていただきました。そういったことでひとつ御理解をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第38号 平成27年度垂井町一般会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第11 議第39号 監査委員の選任について

○議長（丹羽豊次君） 日程第11 議第39号 監査委員の選任についてを議題といたします。

〔6番 江上聖司君退場〕

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第39号 監査委員の選任について提案理由を御説明申し上げます。

議員のうちから選任した監査委員の小林敏美氏の任期満了に伴い、その後任として江上聖司氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第39号 監査委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

〔6番 江上聖司君入場着席〕

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成27年第2回垂井町議会臨時会を閉会いたします。

午後2時41分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会臨時議長
垂井町議会議長

丹 羽 豊 次

会議録署名議員

太 田 佳 祐

会議録署名議員

広 瀬 隆 博